

事務所だより11月

2023(R5)

Vo.164

I 「業務改善助成金」が拡充されます

中小企業・小規模事業者が事業場内最低賃金の引き上げや生産性向上への取り組みを行うことで給付される「業務改善助成金」。この制度が拡充されましたのでポイントについてご紹介します。

◆「業務改善助成金」拡充のポイントは？

①対象事業場の拡大②賃金引き上げ後の申請が可能に③助成区分の見直しの3点が拡充の大きなポイントになります。まず①対象事業場の拡大についてです。これまで、助成金の対象となっていたのは事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が30円以内の事業場でした。これが差額50円以内の事業場に拡大され、対象となる事業場の範囲が拡大されました。次に②賃金引き上げ後の申請が可能になった点についてです。これまでは賃金引き上げ計画・事業実施計画を事前に提出し、審査が行われてから実際の賃金引き上げを行っていました。今回の拡充において事業規模50人未満の事業場が令和5年4月1日から令和5年12月31日の間に賃上げを実施した場合に限り、賃金引き上げ計画の提出は不要となり、賃金引き上げ後の申請が可能となりました。最後に③助成区分の見直しについてです。助成対象となる事業場の事業場最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円になったことに伴い、助成区分が見直されました。

【厚生労働省「業務改善助成金拡充リーフレット」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001140680.pdf>

II 事業者の「合理的配慮の提供」義務化へ

改正障害者差別解消法の施行により、令和6年4月1日からは、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。「合理的配慮の提供」について具体的にご紹介します。

◆「合理的配慮の提供」とは？

事業者や行政機関等に障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何等かの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことを「合理的配慮の提供」としています。ここで言う障害のある人は障害者手帳を持っている人に限定されません。また、事業者は個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。障害がある人への合理的配慮が「合理的」かどうかまたは、事業者の負担が「過重」でないかは、事業者と障害のある人のどちらか一方が判断するのではなく、環境や事業者側の事情など様々なことを加味して個別の事案ごとに決定されます。障害のある人と事業者が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが大切です。

【内閣府】https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_chirashi-r05.html

連載コラムNo. 36

知っておきたい「遺留分」のこと

これまで、法定相続分や遺言についてご紹介をしてきました。遺言書作成の際には、遺留分についても考えておくとういでしょう。今回は遺留分について簡単にご紹介します。

◆「遺留分」とは？

遺留分とは、一定の相続人に保証されている最低限の相続財産留保分のことです。遺留分があるのは、配偶者、子供、両親や祖父母等の直系尊属だけで兄弟姉妹にはありません。これにより、一定範囲の相続人には遺言や生前贈与などに左右されない、最低限度の遺産取得分が認められています。次に遺留分の実際の金額の求め方についてです。被相続人が相続開始時に持っていた財産に生前贈与した財産を加え、そこから債務を差し引いて算定したものが、「遺留分の基礎となる財産」となります。これに、総体的遺留分割合（遺留分権利者ごとに決められているため、割合の確認が必要）をかけて最後に各遺留分権利者の法定相続分を掛けると、それぞれの遺留分を求めることができます。被相続人が財産を遺留分権利者以外に贈与や遺贈を行ったことにより、本来受け取れるはずの遺留分を受け取ることができなかった場合、遺留分権利者が贈与や遺贈を受けた人に対して、侵害された遺留分を請求すること（遺留分侵害額〈滅殺〉請求）が認められています。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください

